

I 総論

第1章 計画の概要

1》計画策定の背景及び趣旨

1) 計画策定の背景

《健康増進分野》

国では、2000年（平成12年）に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が策定され、その実現のために2002年（平成14年）に健康増進法が施行されました。その後、最終評価を経て、2013年度（平成25年度）を初年度とする「健康日本21（第二次）」が策定されました。

また、2011年度（平成23年度）に歯科口腔保健の推進に関する法律が施行されました。

2024年（令和6年）度からは第5次国民健康づくり運動として、「健康日本21（第三次）」がスタートしました。基本的な方向として、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「個人の行動と健康状態の改善」、「社会環境の質の向上」、「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の4項目の取組を進めるとしています。

■「健康日本21（第三次）」の基本方針

国民健康づくり運動を進める上での基本方針。「国民健康づくり運動プラン」と呼称。

以下の事項について定める。

- ①国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- ②国民の健康の増進の目標に関する事項
- ③都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- ④国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- ⑤健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- ⑥食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- ⑦その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

資料：健康日本21（第三次）

《食育推進分野》

国では、2005年（平成17年）に「食育基本法」が施行され、2006年（平成18年）には「食育推進基本計画」が策定されました。その後、2016年（平成28年）には「第3次食育推進基本計画」が策定されました。

2021年（令和3年）3月にそれまでの食育の取組による成果と、社会環境の変化の中で明らかになった新たな状況や課題を踏まえ、「第4次食育推進基本計画」が策定されました。第4次食育推進基本計画では、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）」、「持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）」を基本的な方針（重点事項）として掲げています。

《自殺対策分野》

国では、2006年（平成18年）に「自殺対策基本法」が施行されたのち、2007年（平成19年）に初めての「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。その後、2016年（平成28年）に「自殺対策基本法」が改正され、都道府県及び市町村に、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。この「自殺対策基本法」改正の趣旨や自殺の実態を踏まえ、2017年（平成29年）に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

さらに令和3年から見直しに向けた検討が行われ、自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、「新たな自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。新たな大綱では、コロナ禍における自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

県は、2023年（令和5年）度には、医療法第30条の4に基づく「医療計画」とともに、関連の深い健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画など関連の深い他の個別計画等を組み込み、より一体的な保健医療施策を推進するための総合的な計画として、2024年（令和6年）度から2029年（令和11年）度までを計画期間とする埼玉県地域保健医療計画を策定しました。

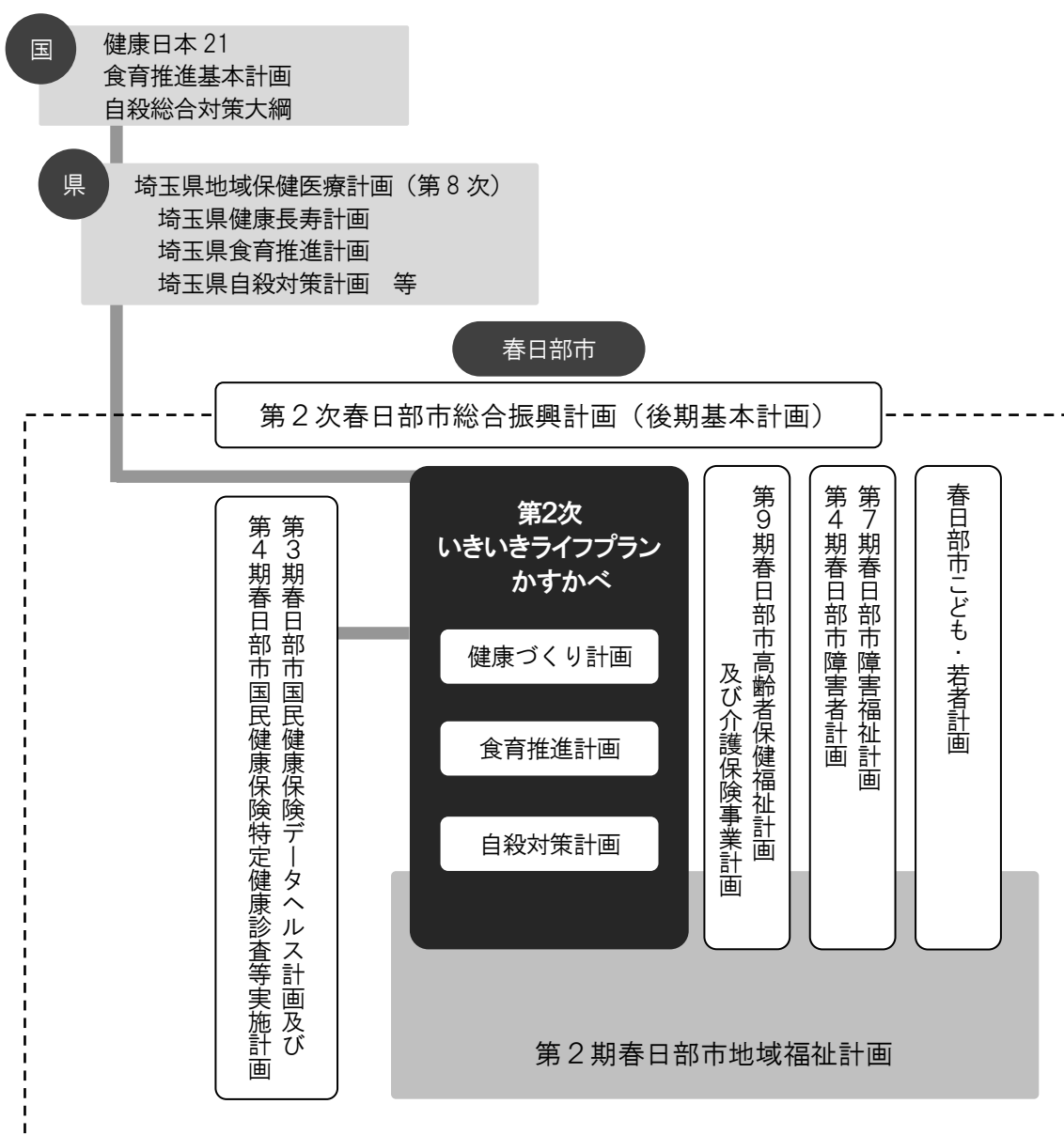
2) 計画策定の趣旨

本市では、国や県の動向を踏まえ、2019年（平成31年）に、密接に関係している健康づくり、食育、自殺対策を一体的にした「いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）」を策定しました。この計画は、健康づくり計画「栄養・食生活」分野の施策と食育推進計画の施策、また、健康づくり計画「休養・こころの健康」分野の施策は自殺対策計画と密接に関連していることから、一体的に実施することで、取組や指標の管理をできるようにしました。

市民一人ひとりの心身の状態等に合わせて、生涯にわたり心身ともに健やかで充実して暮らすことができるよう基本理念として、取組を推進してきました。このたび、2025年（令和7年）3月にこの計画が終期を迎えることから、市の最上位計画である「第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）」の基本目標2「いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち」を具体化する計画として、2025年（令和7年）度から2030年（令和12年）度までの6年間を計画期間とする「第2次いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）」を策定するものです。

2≫ 計画の位置付け

- ◇本計画は、健康増進法に規定する「市町村健康増進計画」、食育基本法に規定する「市町村食育推進計画」及び、自殺対策基本法に規定する「市町村自殺対策計画」を総合的・一体的に策定した計画です。
- ◇「第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）」に示される健康づくりの推進に係る分野を具体化した計画です。また、国、県それぞれが策定した関連の指針、計画等や、本市における各種計画との整合を図っています。
- ◇市民一人ひとりの主体的な健康づくりの取組と、その活動を社会全体で支えていくための諸活動の指針となる計画です。



3 計画の期間

第2次いきいきライフプランかすかべ「春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画」は、2025 年度（令和7年度）を初年度とし、2030 年度（令和 12 年度）を最終年度とする6か年の計画です。

なお、上記計画期間中でも、社会経済状況の変化等により必要が生じれば、それに応じて部分的変更、見直し、追加等を行うこととします。

また、2030 年度（令和 12 年度）に「最終評価」を実施し、結果を次期計画に反映します。

